



宮 崎 県 公 報

平成29年2月27日(月曜日) 第 2873 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(福祉保健課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更……………(“) 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の所在地の変更……………(“) 1	
○生活保護法に基づく施術者の指定……………(“) 2	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 2	
○道路の供用の開始……………(“) 2	
公 告	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 2	

○河川整備基本方針の策定……………(河川課) 3	
○落札者等の公告(2件)……………3	
人事委員会規則	
○特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………4	
○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………5	
教育委員会告示	
○宮崎県指定天然記念物の指定(2件)……………5	
公安委員会規則	
○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………5	
○公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………15	

告 示

宮崎県告示第 133号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社温 和会	西諸県郡高 原町大字蒲 牟田1185番 地 218	ぬくみ	西諸県郡高 原町大字蒲 牟田1185番 地 218	平成29年 2月9日

宮崎県告示第 134号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 ケアプロ ジェクト	宮崎市学園木花台 北3丁目8294番地 43	リハビリ ステーション ケアふる都 城	都城市鷹尾3丁目 34街区1

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市鷹尾3丁目4587番 地 1	都城市鷹尾3丁目34街区 1	平成29年 1月27日

宮崎県告示第 135号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護支援事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 ケアプロ ジェクト	宮崎市学園木花台 北3丁目8294番地 43	リハビリ ステーシ ョンケ アふる都 城	都城市鷹尾3丁目 34街区1

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市鷹尾3丁目4587番 地1	都城市鷹尾3丁目34街区 1	平成29年 1月27日

宮崎県告示第 136号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成29年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
安部 亮兵 （結び整骨院）	日向市北町1 - 109 匠ビル	平成29年 2 月 7 日

宮崎県告示第 137号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 2 月27日から平成29年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
307	県道	尾鈴川 南停車 場線	児湯郡川南 町大字川南 字銀座 187 94番 2 地先 から同郡同 町同大字同 字 18794番 13地先まで	旧	10.0～ 11.6	59.7
				新	12.2～ 13.9	59.7

宮崎県告示第 138号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 2 月27日から平成29年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町菅原字馬 峰末1041番 1 地先から 同市同町菅 原同字末10 39番 1 地先 まで	平成29年 2 月27日

公 告

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成29年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因と なった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種		
宮 崎 県 知 事 許 可 （特 - 28）第52号	㈱加賀城建設	落合 眞智子	宮崎県宮崎 市大工 3 - 285 - 1	特定	建築工事業、大工工事業、とび・土工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業	平成29年 1 月 13日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年 1 月13日 （全廃業）
宮 崎 県 知 事 許 可 （般 - 26）第52号	㈱加賀城建設	落合 眞智子	宮崎県宮崎 市大工 3 - 285 - 1	一般	土木工事業	平成29年 1 月 13日付けで廃 業した旨の届	平成29年 1 月13日 （全廃業）

宮 崎 県 知 事 許 可 (般-24)第3809号	古本電気商会	古本 節雄	宮崎県西都 市大字藤田 821	一般	電気工事業	平成29年1月 31日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年1月31日 (全廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-26)第6615号	(有)蓮ヶ池電設	松浦 博善	宮崎県宮崎 市大字芳士 2333-7	一般	電気工事業	平成29年1月 31日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年1月31日 (全廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-28)第 10525号	外山建築	外山 俊彦	宮崎県宮崎 市大字富吉 2607	一般	建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック 工事業、鋼構造物工事 業、内装仕上工事業	平成29年1月 4日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年1月4日 (全廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-25)第 10874号	中島板金工作 所	中島 征生	宮崎県延岡 市中川原町 1-4603- 6	一般	建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、板金 工事業	平成29年1月 27日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年1月27日 (全廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-26)第 13316号	サントップ	中島 秀人	宮崎県日向 市大字日知 屋 721-13	一般	防水工事業	平成29年1月 23日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年1月23日 (全廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-26)第 13350号	もり屋	森 謙次	宮崎県児湯 郡新富町大 字上富田66 69	一般	建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック 工事業、鋼構造物工事 業、内装仕上工事業	平成29年1月 31日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年1月31日 (全廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-23)第 416号	(有)宮内建設	宮内 秋治	宮崎県西都 市大字妻10 94-7	一般	土木工事業	平成29年1月 16日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年1月16日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-27)第 662号	(有)赤塚建設	赤塚 ツユ子	宮崎県都城 市高崎町大 牟田6316	一般	管工事業	平成29年1月 18日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年1月18日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-25)第7617号	(株)後藤組	後藤 敏彦	宮崎県小林 市野尻町東 麓5086	一般	管工事業	平成29年1月 13日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年1月13日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-26)第9319号	(有)秋月工務店	秋月 俊信	宮崎県宮崎 市神宮1- 285	一般	土木工事業、左官工事 業、とび・土工事業 、石工事業、管工事業 、鋼構造物工事業、鉄 筋工事業、舗装工事業 、板金工事業、ガラス 工事業、塗装工事業、 防水工事業、熱絶縁工 事業、建具工事業、水 道施設工事業	平成29年1月 11日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年1月11日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-26)第 11081号	(有)山崎設備	山崎 栄一郎	宮崎県宮崎 市大字赤江 1030	一般	大工工事業、屋根工事 業、タイル・れんが・ ブロック工事業、内装 仕上工事業	平成29年1月 27日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年1月27日 (一部廃業)

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定により、五十鈴川水系河川整備基本方針を定めた。

なお、基本方針は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成29年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
ネットワーク分離システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

3 落札者を決定した日

平成28年12月22日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社南日本ネットワーク

宮崎市橋通東 3 丁目 6 番29号

5 落札金額

121,176,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

平成28年11月 4 日

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

ネットワーク分離業務に係るソフトウェアライセンス
6,000ライセンス

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号

3 落札者を決定した日

平成28年12月22日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社南日本ネットワーク

宮崎市橋通東 3 丁目 6 番29号

5 落札金額

77,760,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

平成28年11月 4 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成29年 2 月27日

人事委員会規則

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 2 月27日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第 2 号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）					別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）				
組 織 区 分	市郡名	町村名	公 署 名	級別 区分	組 織 区 分	市郡名	町村名	公 署 名	級別 区分
[略]					[略]				
警察本 部	[略]				警察本 部	[略]			
	延岡市	[略]				延岡市	[略]		
	児湯郡	[略]				児湯郡	[略]		
	東臼杵郡	[略]				東臼杵郡	[略]		
	同	[略]				同	[略]		
西臼杵郡	[略]			西臼杵郡	[略]				
同	[略]			同	[略]				
	西臼杵郡	高千穂 町	高千穂警察署岩戸駐在所	1 級		西臼杵郡	高千穂 町	高千穂警察署岩戸駐在所	1 級
別表第 2（第 4 条関係）					別表第 2（第 4 条関係）				
組 織 区 分	市郡名	町村名	公 署 名		組 織 区 分	市郡名	町村名	公 署 名	
知事部 局	[略]				知事部 局	[略]			
警察本 部	串間市	串間警察署都井駐在所		警察本 部	串間市	串間警察署都井駐在所			
	えびの市	えびの警察署えびの高原駐在所			東臼杵郡	美郷町	日向警察署西郷駐在所		
	東臼杵郡	美郷町	日向警察署西郷駐在所		同	同	日向警察署北郷駐在所		
	同	高千穂 町	高千穂警察署岩戸駐在所		同	同	高千穂警察署上野駐在所		
	西臼杵郡	高千穂 町	高千穂警察署上野駐在所		同	同	高千穂警察署上野駐在所		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月27日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第3号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（昇格の場合の号給）</p> <p>第22条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>（昇格の場合の号給）</p> <p>第22条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 第1項及び第2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合は、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を決定することができる。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第1号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第31条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定天然記念物に指定する。

平成29年2月27日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

種 別	名 称	所 在 地	所有者
県指定天然記念物	クマガイソウ 自生地	高千穂町大字押方4490-4 、4490-6	興梶幸 男
県指定天然記念物	芝原轟口のア スナロ	高千穂町大字押方4692-2	飯干修 一

宮崎県教育委員会告示第2号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第31条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定天然記念物に指定する。

平成29年2月27日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

種 別	名 称	所 在 地	地 域	期 間
県指定天然記念物	アカウミガメ及びその産卵地	日向市大字財光寺字榎立1149番地先から日向市大字平岩字宮ノ上浜12442番1地先までの海岸 日向市大字平岩字久保田1297番4地先から日向市大字平岩字サカイ川2338番4地先までの海岸 (ただし民有地並びに国有林及び県有林を除く。)	日向市	5月1日から10月31日

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月27日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第1号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(安全運転管理者等の選任等の届出)	(安全運転管理者等の選任等の届出)

第13条 [略]

2 [略]

3 前2項の選任の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者の戸籍抄本又は住民票の写し

(2)～(4) [略]

4 [略]

(試験の場所)

第24条 施行規則第22条第1項の規定による試験は、都城及び延岡の運転免許センター、自動車運転免許試験場、警察署その他公安委員会の指定する場所において行うものとする。

(証明票等の交付)

第30条 免許試験を受けた者のうち令第34条の5第5号に該当する者に対しては、施行規則第28条の規定による運転免許試験成績証明書又は別記様式第20号の受験票に別記様式第20号の2の合格印を押した証明票（以下「証明票等」という。）を交付するものとする。

2 前項の証明票等の交付を受けた者は、運転免許（以下「免許」という。）の申請のとき当該証明票等を免許申請書に添付するものとする。

(路上練習申告書等)

第31条 大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許の免許試験を受けようとする者は、法第96条の2に規定する路上において5日以上以上の練習をしたことを証明する別記様式第21号の路上練習申告書又は届出自動車教習所（法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所をいう。以下同じ。）使用の教習原簿を免許申請書に添付するものとする。

(臨時適性検査の通知及び命令等)

第33条 法第102条第1項から第3項までに規定する臨時適性検査を行う場合の通知は別記様式第23号の通知書により、同条第4項若しくは第5項又は第107条の4第1項の規定による臨時適性検査を行う場合の通知は別記様式第23号の2の通知書により行うものとする。

2 [略]

(認知機能検査員講習の実施)

第37条の3 公安委員会は、法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査に従事しようとする者に対する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）を行うものとする。

(受講の申請等)

第38条 法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を公安委員会に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 大型車・中型

第13条 [略]

2 [略]

3 前2項の選任の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者の戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し（現に自動車の運転免許を有する者に限る。）

(2)～(4) [略]

4 [略]

(試験の場所)

第24条 施行規則第22条第1項の規定による試験は、都城及び延岡の運転免許センター、自動車運転免許試験場、警察署（宮崎北、宮崎南、都城及び延岡を除く。）その他公安委員会の指定する場所において行うものとする。

(証明書等の交付)

第30条 免許試験を受けた者のうち令第34条の5第6号に該当する者に対しては、施行規則第28条の規定による運転免許試験成績証明書又は別記様式第20号の受験票に別記様式第20号の2の合格印を押した試験一部合格証明書（以下「証明書等」という。）を交付するものとする。

2 前項の証明書等の交付を受けた者は、運転免許（以下「免許」という。）の申請のとき当該証明書等を免許申請書に添付するものとする。

(路上練習申告書等)

第31条 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許の免許試験を受けようとする者は、法第96条の2に規定する路上において5日以上以上の練習をしたことを証明するものとして別記様式第21号の路上練習申告書又は届出自動車教習所（法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所をいう。以下同じ。）使用の教習原簿を免許申請書に添付するものとする。この場合において、路上練習申告書を添付するときは、当該練習に使用した自動車の自動車検査証の写しを併せて添付するものとする。

(臨時適性検査の通知等)

第33条 法第102条第1項から第3項までに規定する臨時適性検査を行う場合の通知は別記様式第23号の臨時適性検査通知書により、診断書の提出命令は別記様式第23号の2の診断書提出命令書により行うものとする。

2 法第102条第4項若しくは第5項又は第107条の4第1項の規定による臨時適性検査を行う場合の通知は、別記様式第23号の2の2の臨時適性検査通知書により行うものとする。

3 [略]

(認知機能検査員講習の実施)

第37条の3 公安委員会は、法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第3項の規定に基づく認知機能検査に従事しようとする者に対する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）を行うものとする。

(受講の申請等)

第38条 法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を公安委員会に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 大型車・中型

車・普通車講習受講申請書 (別記様式第29号)

(5)~(14) [略]

2 [略]

3 法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項に規定する認知機能検査を受けようとする者は、別記様式第35号の5の申請書を公安委員会に提出しなければならない。

(講習修了証書等の交付)

第39条 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を修了し、又は終了した者に対して、それぞれ当該各号に定める修了証書等を交付するものとする。

(1)~(3) [略]

(4) 初心運転者講習 初心運転者講習終了証書 (別記様式第39号)

(5)・(6) [略]

別表第1 (第2条関係)

番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数
[略]				
47	大型車・中型車・普通車講習の受講申請	[略]		
[略]				

備考 [略]

車・準中型車・普通車講習受講申請書 (別記様式第29号)

(5)~(14) [略]

2 [略]

3 法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第6項に規定する認知機能検査を受けようとする者は、別記様式第35号の5の申請書を公安委員会に提出しなければならない。

(講習修了証書等の交付)

第39条 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を修了し、又は終了した者に対して、それぞれ当該各号に定める修了証書等を交付するものとする。

(1)~(3) [略]

(4) 初心運転者講習 初心運転者講習終了証明書 (別記様式第39号)

(5)・(6) [略]

別表第1 (第2条関係)

番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数
[略]				
47	大型車・中型車・準中型車・普通車講習の受講申請	[略]		
[略]				

備考 [略]

別記様式第9号(裏)及び別記様式第9号の2(裏)中

中
型
()

を

中	準
型	中
()	()

に、

中	型
一	二
種	種

を

中	型	準
一	二	中
種	種	型

に改める。

別記様式第20号を次のように改める。

様式第20号 (第30条関係)

(表)

17.5cm

←

12.2cm

→

写真 縦3.0cm 横2.4cm 正面三分身、無帽 無背景6か月以内 撮影の写真										宮崎県公安委員会 仮 登 録 番 号									
氏 名										受けようとする免許 の種類									
生 年 月 日										男 女 歳 日									
連 携 電 話										自 宅 () 携 帯 電 話 ()									
有										既 に 取 得 し て い る 免 許									
無										免 許 の 条 件									
免 許 の 種 類										大 型 一 中 型 一 準 中 型 大 特 普 通 大 自 一 普 自 一 小 特 原 付 牽 引 大 型 一 牽 引 一 大 特 一 普 通 一 牽 引 一									
視 力										左 眼 0. 右 眼 0. 両 眼 0.									
適 性 試 験										矯 正 鏡 左 眼 0. 右 眼 0. 両 眼 0.									
裸 眼										眼 鏡 左 眼 0. 右 眼 0. 両 眼 0.									
1										色 彩 識 別 能 力 適 否									
2										運 動 能 力 適 否									
3										聽 力 適 否									
平 均										免 許 を 与 え る 条 件									
適 性 試 験										大 型 二 輪 予 備 審 査									
証 明 書																			

記入上の注意事項

大枠内を黒ボールペンで記入してください。

別記様式第23号を次のように改める。

様式第23号 (第33条関係)

臨 時 適 性 検 査 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

宮崎県公安委員会

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

拒 否
運転免許の 保 留 の処分を受けることとなりますので、御注意ください。
取 消 し
効力の停止

適性検査を行う理由となった認知機能検査の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備 考	

- ※ 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。
- ※ 診断書を提出する場合は、年 月 日までに、宮崎県警察本部運転免許課聴聞係に提出してください。
- ※ この通知について、不明な点がある場合には、宮崎県警察本部運転免許課聴聞係までお問い合わせください。

宮崎県警察本部運転免許課聴聞係
 住所 宮崎市阿波岐原町前浜4 2 7 6 番地 5
 電話 0 9 8 5 (3 1) 0 1 1 0 (内 線)

別記様式第23号の2を別記様式第23号の2の2とし、別記様式第23号の次に次の1様式を加える。

様式第23号の2 (第33条関係)

診 断 書 提 出 命 令 書

年 月 日

住 所

殿

宮崎県公安委員会

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、
 が拒否される
 運転免許 が保留される こととなりますので、御注意ください。
 が取り消される
 の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命 ずる理由となった 認知機能検査の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、宮崎県警察本部運転免許課 までお問い合わせください。

宮崎県警察本部運転免許課
 住所 宮崎市阿波岐原町前浜4276番地5
 電話 0985(31)0110(内線)

別記様式第28号を次のように改める。

様式第28号 (第38条関係)

整理番号												第 号								
停止処分者講習受講申出書												年 月 日								
宮崎県公安委員会 殿												年 月 日								
住所																				
氏名		生年月日				年 月 日														
年齢		歳		職業																
私は 年 月 日の違反 () によって下記のとおり運転免許の効力を 事故 (死 ・ 傷 ・ 物) 年 月 日から 日間停止されましたが、講習を受けたいと思いますので申し出ます。 (年 月 日) が満了日です。																				
免 許 類 の	一 種 の	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	二 種	大	中	普	大	け	仮 免	免許番号	第 号
		型	型	型	通	特	二	二	特	付	引		型	型	通	特	引		有効年月日	年 月 日 県公安委員会 年 月 日まで有効
講習区分		停 止 日 数										手 数 料								
短期講習		40日 未満																		
中期講習		40日 以上 90日未満																		
長期講習		90日 以上 180日以下																		
証 紙 貼 付 欄	(宮崎県収入証紙)																			
考 査 成 績 表																				
考查成績		判 定				短 縮		返 還 日												
開講	終了	優	良	可	不															
						日														

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>様式第29号 (第38条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 大型車 中型車 講習受講申請書 普通車 [略] </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> [略] 中型免許 </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第32号 (第38条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 普 通 免 許 中 型 免 許 大 型 免 許 </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">[略]</td> <td></td> </tr> </table>	大型車 中型車 講習受講申請書 普通車 [略]		[略]		[略] 中型免許		[略]		[略]		[略]		普 通 免 許 中 型 免 許 大 型 免 許		[略]		[略]		<p>様式第29号 (第38条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 大型車 中型車 講習受講申請書 <u>準中型車</u> 普通車 [略] </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> [略] 中型免許 <u>準中型免許</u> <u>(普通有・無)</u> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第32号 (第38条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 大 型 免 許 中 型 免 許 <u>準 中 型 免 許</u> 普 通 免 許 </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">[略]</td> <td></td> </tr> </table>	大型車 中型車 講習受講申請書 <u>準中型車</u> 普通車 [略]		[略]		[略] 中型免許 <u>準中型免許</u> <u>(普通有・無)</u>		[略]		[略]		[略]		大 型 免 許 中 型 免 許 <u>準 中 型 免 許</u> 普 通 免 許		[略]		[略]	
大型車 中型車 講習受講申請書 普通車 [略]																																					
[略]																																					
[略] 中型免許																																					
[略]																																					
[略]																																					
[略]																																					
普 通 免 許 中 型 免 許 大 型 免 許																																					
[略]																																					
[略]																																					
大型車 中型車 講習受講申請書 <u>準中型車</u> 普通車 [略]																																					
[略]																																					
[略] 中型免許 <u>準中型免許</u> <u>(普通有・無)</u>																																					
[略]																																					
[略]																																					
[略]																																					
大 型 免 許 中 型 免 許 <u>準 中 型 免 許</u> 普 通 免 許																																					
[略]																																					
[略]																																					

別記様式第35号の2を次のように改める。

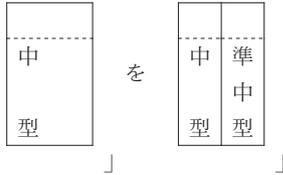
様式第35号の2 (第38条関係)

<input type="checkbox"/> 合理化	<input type="checkbox"/> 高度化	<input type="checkbox"/> 臨時
------------------------------	------------------------------	-----------------------------

<p>高齢者講習受講申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 男・女</p> <p style="text-align: center;">生年月日 年 月 日生</p>																													
交付公安委員会	公安委員会																												
交付年月日等	年 月 日交付 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>																												
免許証番号	第 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>																												
免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小	原	けん	大	中	普	大	けん														
	型	型	中型	通	特	自二	自二	特	付	引	二	二	二	特二	二														
手数料																													
備考																													

- 備考 1 運転免許証及び高齢者講習通知書を添えて提出してください。
- 2 合理化・高度化・臨時のいずれかにレ点のチェックをしてください。

別記様式第35号の3中



を に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
<p>様式第35号の5 (第38条関係)</p> <p style="text-align: center;">認知機能検査受検申請書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">受</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>検</td> <td>生年月日</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>者</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>備</td> <td>考</td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第39号 (第39条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">初心運転者講習終了証書</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	受	[略]		検	生年月日	[略]	者	[略]		備	考		[略]	初心運転者講習終了証書	[略]		<p>様式第35号の5 (第38条関係)</p> <div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 臨時 </div> <p style="text-align: center;">認知機能検査受検申請書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">受</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>検</td> <td>生年月日</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>者</td> <td>電話番号</td> <td>自宅 () 携帯 ()</td> </tr> <tr> <td>備</td> <td>考</td> <td>非常の連絡先 (方 電話番号)</td> </tr> </table> <p>備考 1 電話番号は、自宅・携帯の両方を記載してください(次回講習の連絡用)。 2 電話がない場合や連絡が取れないときには、非常の連絡先を記入してください。 3 更新・臨時のいずれかにレ点のチェックをしてください。</p> <p>様式第39号 (第39条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">初心運転者講習終了証明書</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	受	[略]		検	生年月日	[略]	者	電話番号	自宅 () 携帯 ()	備	考	非常の連絡先 (方 電話番号)	[略]	初心運転者講習終了証明書	[略]	
受	[略]																																
検	生年月日	[略]																															
者	[略]																																
備	考																																
[略]	初心運転者講習終了証書																																
[略]																																	
受	[略]																																
検	生年月日	[略]																															
者	電話番号	自宅 () 携帯 ()																															
備	考	非常の連絡先 (方 電話番号)																															
[略]	初心運転者講習終了証明書																																
[略]																																	

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月27日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第2号

公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則(平成22年宮崎県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p style="text-align: center;">公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する<u>条例</u>(平成11年宮崎県条例第74号。以下「<u>条例</u>」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別記 様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">[略]</td> <td>あなたが行った次の誘引行為は、<u>公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例</u>(平成11年宮崎県条例第74号)第4条第3項の規定に違反するので、同条第4項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。</td> <td style="width: 5%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p>	[略]	あなたが行った次の誘引行為は、 <u>公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例</u> (平成11年宮崎県条例第74号)第4条第3項の規定に違反するので、同条第4項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。	[略]	[略]		[略]	<p style="text-align: center;">宮崎県迷惑行為防止条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>宮崎県迷惑行為防止条例</u>(平成11年宮崎県条例第74号。以下「<u>条例</u>」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別記 様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">[略]</td> <td>あなたが行った次の誘引行為は、<u>宮崎県迷惑行為防止条例</u>(平成11年宮崎県条例第74号)第4条第3項の規定に違反するので、同条第4項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。</td> <td style="width: 5%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p>	[略]	あなたが行った次の誘引行為は、 <u>宮崎県迷惑行為防止条例</u> (平成11年宮崎県条例第74号)第4条第3項の規定に違反するので、同条第4項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。	[略]	[略]		[略]
[略]	あなたが行った次の誘引行為は、 <u>公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例</u> (平成11年宮崎県条例第74号)第4条第3項の規定に違反するので、同条第4項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。	[略]											
[略]		[略]											
[略]	あなたが行った次の誘引行為は、 <u>宮崎県迷惑行為防止条例</u> (平成11年宮崎県条例第74号)第4条第3項の規定に違反するので、同条第4項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。	[略]											
[略]		[略]											

[略]
様式第 2 号（第 2 条関係）

（表）

[略]
あなたが行った次の客引き等の相手方となるべき者を待つ行為は、公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例（平成11年宮崎県条例第74号）第 4 条第 5 項の規定に違反するので、同条第 6 項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。

[略]

[略]

（裏）

[略]

[略]
様式第 2 号（第 2 条関係）

（表）

[略]
あなたが行った次の客引き等の相手方となるべき者を待つ行為は、宮崎県迷惑行為防止条例（平成11年宮崎県条例第74号）第 4 条第 5 項の規定に違反するので、同条第 6 項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。

[略]

[略]

（裏）

[略]

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。